送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十二条の五第二項第一号に掲げる事項及び第三十条の十八第二号に掲げる事項の文字又は数字をこれらの事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第三十条の十八　令第十二条の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該特定信託契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実

二　暗号資産等の信託（信託財産の管理又は処分において、暗号資産及び暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十六条の三第二項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。第三十三条第一項第五号において同じ。）を含む財産の信託並びに暗号資産関連デリバティブ取引（同令第百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）を行う信託をいう。以下同じ。）を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨でないこと。

ロ　暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第三十条の十九　［略］

２　令第十二条の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十条の十五第三号二及び前条第二号に掲げる事項とする。

（誇大広告をしてはならない事項）

第三十条の二十　準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～四　略］

五　電子記録移転有価証券表示権利等に関する特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　電子記録移転有価証券表示権利等の性質

ロ　電子記録移転有価証券表示権利等に係る保有又は移転の仕組みに関する事項

六　暗号資産等の信託を内容とする特定信託契約について広告等をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　暗号資産の性質

ロ　暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項

ハ　暗号資産の取引高若しくは価格の推移又はこれらの見込みに関する事項

ニ　暗号資産に表示される権利義務の内容に関する事項

ホ　暗号資産を発行し、若しくは発行しようとする者、暗号資産に表示される権利に係る債務者又は暗号資産の価値若しくは仕組みに重大な影響を及ぼすことができる者の資力若しくは信用又はその行う事業に関する事項

送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第十二条の五第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第三十条の十八　令第十二条の五第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定信託契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実とする。

［号を加える。］

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第三十条の十九　［同上］

２　令第十二条の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十条の十五第三号二に掲げる事項とする。

（誇大広告をしてはならない事項）

第三十条の二十　［同上］

［一～四　同上］

［号を加える。］

［号を加える。］